商業系市街地景観ゾーンの景観形成基準（建築物）

（「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」より抜粋）

（１）配慮事項

配慮事項	
配置	□ とことこ景観資源と調和させる。
	□ 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。
	□ 中高層建築物は、敷地に植栽を設けて圧迫感を抑える。
外壁・屋根等	□ 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。
	□ 外壁・屋根等の素材等は、周辺の街並みと調和させる。
	□ 駅周辺や幹線道路沿いの建築物は、道路との間に間隔を設け、低層部は、それぞれの用途に応じたにぎわいの演出を行う。
	□ 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。
	□ 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
屋外設備等	□ 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	□ 交差点に面する部分は、まちかどを特徴づけ、にぎわいを生み出す工夫をする。
	□ 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。
屋外広告物	□ 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	□ 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	□ 周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みと調和させる。
	□ 主要な部分は、暖色系の低彩度の色彩を基本とし、商業地らしいにぎわいや活気が感じられる色彩とする。
	□ 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。

※とことこ景観資源

所沢らしい良好な景観の形成に資する建築物、工作物、樹木、眺望や市民活動等について、市長が指定したもの

■景観づくりのイメージ

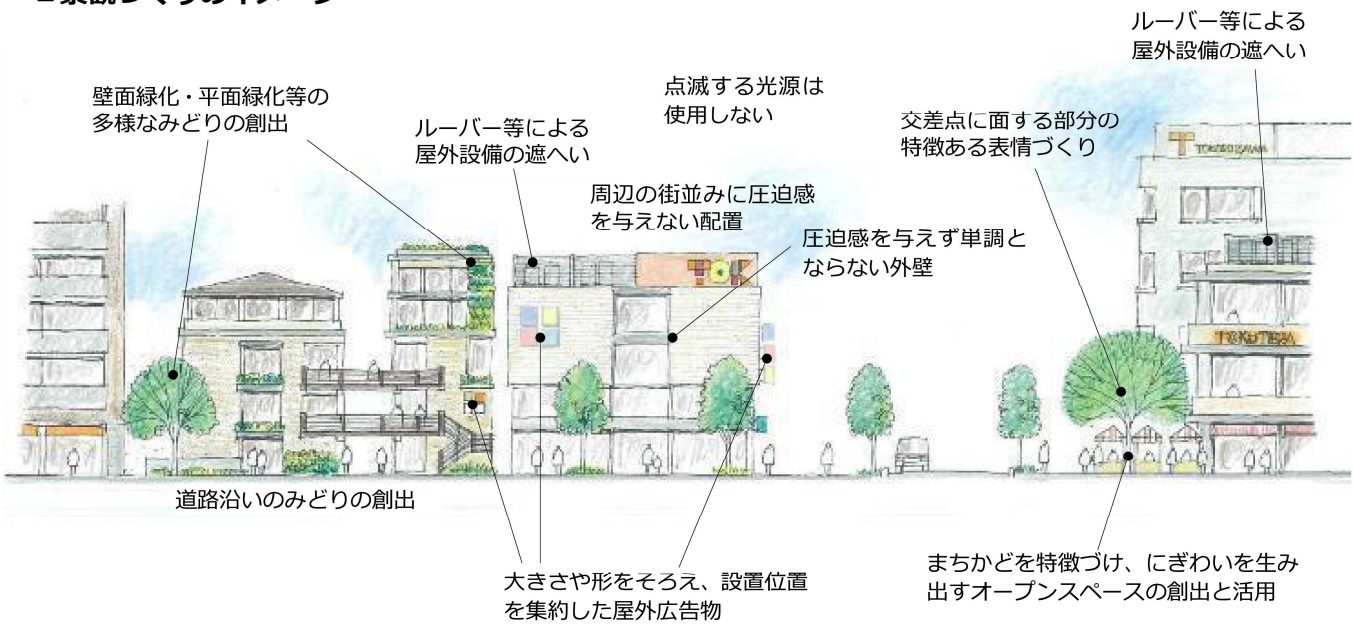

（２）色彩基準

色彩基準（商業系市街地景観ゾーン）				
項　目		色　相	明　度	彩　度
外壁等	基調色	**0R（10RP）～5.0YR** （5.0YR は含まない）	４以上 8.5 未満の場合	４以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0YR～5.0Y	４以上 8.5 未満の場合	６以下
			8.5 以上の場合	２以下
		その他の有彩色	４以上 8.5 未満の場合	２以下
			8.5 以上の場合	１以下
		無彩色（N）	４以上９以下	―
	補助色	自　由		
	強調色	自　由		
屋根		**0YR（10R）～5.0Y**	８以下	３以下
		その他の有彩色		１以下
		無彩色（N）		―

■外壁等の色彩面積比の考え方

〇基調色

外壁等の各面の**４/５以上**（着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を含む。）は、基調色の基準に適合した色彩とする。

〇補助色

外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の**１/５以下**で、補助色の基準に適合した色彩とする。

〇強調色

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の**１/２０以下**で、強調色を使用することができる。ただし、補助色との合計面積は、**１/５以下**とする。

■屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。